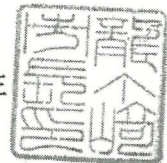


龍ヶ崎市告示第17号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画龍ヶ崎地方卸売市場を変更（廃止）したので、同法第20条第1項の規定に基づき告示し、同条第2項の規定に基づき、当該都市計画の図書を次の場所において縦覧に供する。

令和元年7月31日

龍ヶ崎市長 中山 一生



- 1 都市計画の種類  
都市施設（龍ヶ崎地方卸売市場）
- 2 都市計画を変更する土地の区域  
龍ヶ崎地方卸売市場  
ア 削除する部分  
龍ヶ崎市大徳町字上羽根木の一部
- 3 縦覧場所  
龍ヶ崎市役所都市整備部都市計画課

## 竜ヶ崎・牛久都市計画市場の変更（龍ヶ崎市決定）

都市計画市場中 1 号龍ヶ崎地方卸売市場を廃止する。

### 理 由

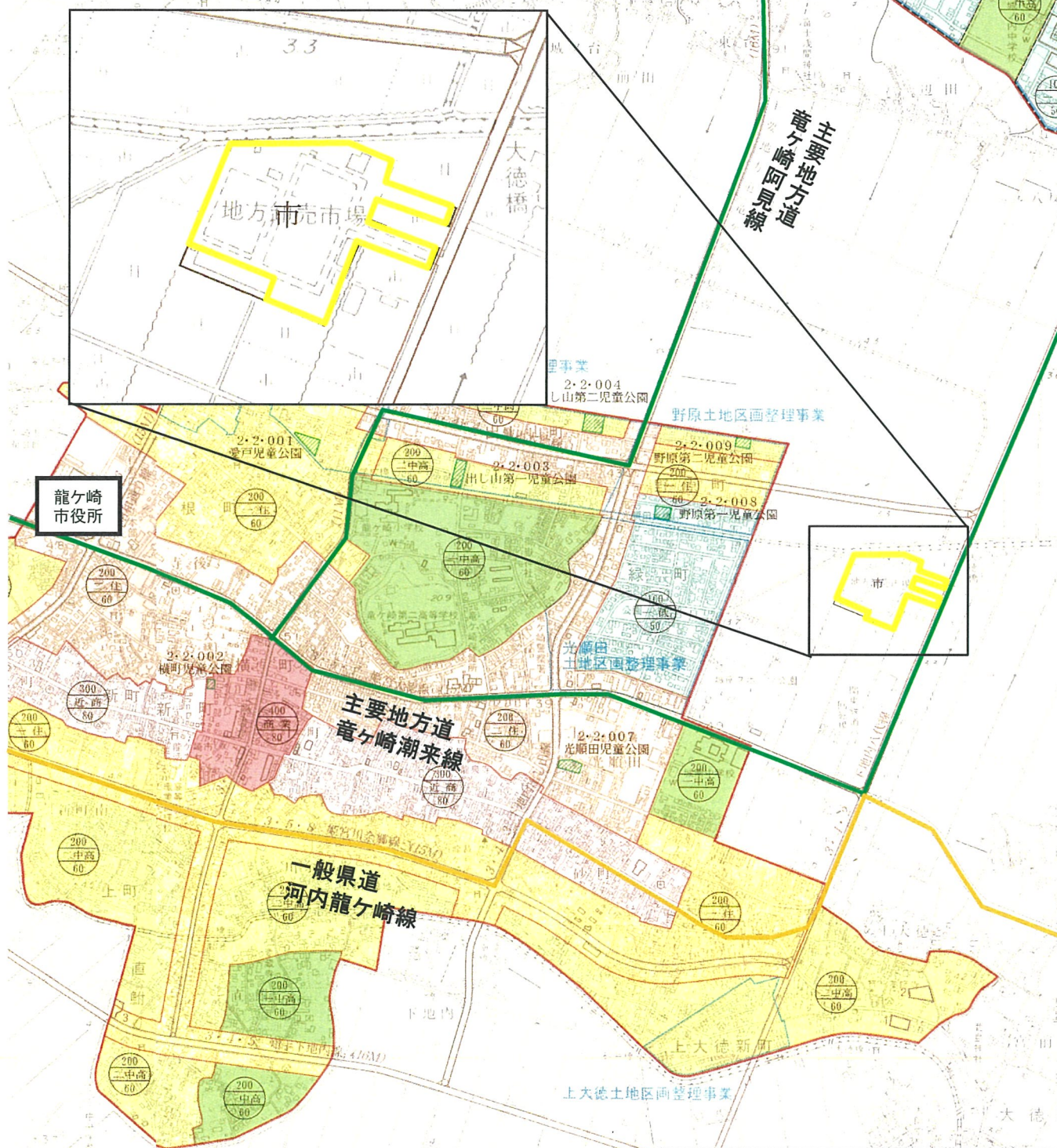
近年の社会経済情勢の変化に伴い、卸売市場法に基づき市場が廃止されたため、本案のとおり、都市計画市場を廃止するものである。

# 新旧対照表

## 1号 龍ヶ崎地方卸売市場

	種別	名称		位置	面積	備考
		番号	市場名			
新	—	—	—	—	—	廃止
旧	市場	1	龍ヶ崎地方 卸売市場	龍ヶ崎市 大徳町 字上羽根木	約 2.7ha	

# 竜ヶ崎・牛久都市計画 市場の変更(廃止)【龍ヶ崎市決定】



凡例	
変更前	

## 【変更理由】

近年の社会経済情勢の変化に伴い、卸売市場法に基づき市場が廃止されたため、本案のとおり、都市計画市場を廃止するものである。